害防止対策事業分（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号 AN の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額を除く。以下符号 J_n、符号 L_n、符号 P_n、符号 Z_n、符号 AA_n、符号 AI_n 及び符号 AL_n において同じ。）

D_{12} ＝ 0.0500

D_{13} ＝ 0.0530

D_{14} ＝ 0.0470

D_{15} ＝ 0.0532

D_{16} ＝ 0.0432

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0503

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04977

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05533

害防止対策事業分（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号 AH の総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下符号 J_n、符号 L_n、符号 P_n、符号 V_n、符号 W_n、符号 AC_n 及び符号 AF_n において同じ。）

D_{12} ＝ 0.0500

D_{13} ＝ 0.0530

D_{14} ＝ 0.0470

D_{15} ＝ 0.0532

D_{16} ＝ 0.0432

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0503

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0636

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04980

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05536